

令和 3 年度施政方針及び提案説明書

はじめに

それでは、本定例会に提出しております議案のご説明を申し上げるに先立ちまして、令和 3 年度の市政運営に当たっての私の所信を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、一昨年 11 月の市長就任から、はや 1 年余を経過いたしました。

この 1 年余の間、私は、市政が直面する様々な課題に正面から向き合い、積極果敢に挑戦していくとの決意のもと、私の基本理念であります「市民のいのちと生活を守る」まちづくりに向けて全力で取り組んできたところであります。

この間、私自ら市内各地に赴き、現場が抱える課題、そして市政への期待をしっかりとお聞きし、また、庁内での議論を積み重ねながら、このたび、私にとりまして実質的に初の当初予算となる令和 3 年度当初予算の編成を終えることができました。

改めて、議員各位のご指導や多くの市民の皆様のご支援に対し、厚くお礼を申し上げます。

私は、本市が抱える課題として、まず、基幹産業における後継者不在や従業員の高齢化、さらには消費減退による地域経済への悪影響など、年々厳しさを増す社会経済情勢への対応が挙げられると考えています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来の社会経済活動では市民のいのちと生活を守ることが困難な状況に置かれる中、ウイズコロナ・ポストコロナ時代の新しい未来に向けて、新たな日常を通じた質の高い社会の実現を目指してい

くことが必要と考えております。

そこで、令和 3 年度当初予算の編成に当たっては、ウイルス感染拡大の防止と地域経済の回復との両立を図り、ウイズコロナ・ポストコロナ時代への基盤を確立していくことを、まずは踏まえ、長門のまちの元気を取り戻すため、「市民目線のまちづくり」、「生活基盤の充実によるまちづくり」、「地域経済の活性化によるまちづくり」の 3 つを重点施策として、取り組んだところであります。

一方、国においては、通常国会の施政方針演説で菅総理が、「国民の命と健康を守り抜く」とし、コロナ対策を打ち出されるとともに、国全体のデジタル改革、地方への人の流れをつくる「農業の成長産業化」と「自然、気候、文化、食を使った観光立国」を目指すとされました。

県においても、村岡知事のもと、デジタル化など新たな日常を通じた質の高い経済社会を目指すための施策の積極的な構築を図るとされております。

こうした国・県の方向性は、私が推し進める重点施策とまさに軌を一にするものであることから、国の施策を積極的に活用するとともに、県とも、より密接な連携を図ってまいります。

さらにこの間、国においては、コロナ対策の 3 次補正予算を決定され、新型コロナウイルスの感染拡大防止や経済回復に向けた取組を加速させるため、新たにワクチン接種に向けた環境整備や、福祉施設における感染拡大防止等に係る支援策が打ち出されることとなりました。

こうしたことから、令和 3 年度当初予算については、「市民のいのちと生活を守る」まちづくりに向けた 3 つの重点施策、並びに新型コロナウイルス感染症の拡大防止やウイズコロナ・ポストコロナ時代への構造転換に係る取組など、国の 3 次補正予算で示された緊急課題への対応を基本方針の柱として、令和 2 年

度 3 月補正予算と一体的に、その編成に取り組んだところであります。

それでは、以下、予算編成について、3 つの重点施策を中心にご説明申し上げます。

1. 「市民目線のまちづくり」

はじめに、重点施策の 1 つである「市民目線のまちづくり」についてご説明申し上げます。

医療、福祉、教育、生活環境など、市民の皆様にとって身近で頼りがいのある市政を実現するためには、市民の皆様の声と地域の思いを反映し、将来を見通した上で、真に必要な施策を進める必要があります。

さらには、それぞれの地域で特色ある行政運営を実現する必要があることから、私は来年度も地域を回り、市民の皆様とひざを突き合わせて様々な声をお聞きする「市長と協働のまちづくりミーティング」を実施いたします。

また、地域社会を広域で支え合うまちづくり協議会を核とした集落機能再生の取組は、地域活性化の重要な手立てと考えております。

そこで、この取組を地域人口の維持・増加につなげるために不可欠なリーダー、コーディネーターといった人財の育成や、まちづくり協議会に対する支援体制の強化を図るとともに、コミュニティビジネス導入への積極的な支援と、移住希望者の受け皿となる空き家リフォームへの助成などに取り組んでまいります。

一方、持続可能な活力ある地域づくりのためには、市民活動におけるリーダーの育成や若年層の参画が求められております。

そのため、市民のちから応援補助金制度を見直し、新たに市民活動を始める団体や若い世代の市民活動に対して支援することで、若者が前に向かって挑戦する契機となる仕組みを取り入れてまいります。

福祉施策においては、市民の皆様からのご意見を踏まえ、まずは相談窓口の充実を図ることとし、頼りがいのある市政を実現してまいります。

高齢者福祉の充実では、認知症によって徘徊の恐れがある高齢者への新たな支援策として、認知症の方が安心して地域で暮らし続けられるよう、GPS（位置情報サービス）機器を使って見守りができる仕組みを構築します。

障害者福祉の充実では、関係機関と連携して、障害者それぞれの年齢での生活段階に適合した支援に努めるとともに、本年度設置した基幹相談支援センターを中核として、複雑化した相談内容にも対応できる体制整備を進めます。

また、障害者の経済的自立を支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設で生産された物品の市政運営での調達に努めるとともに、市役所ロビーを活用して同物品を広く紹介することにより、一般向けの販売促進を図ります。

市民相談業務では、日々、市政に対する要望や各種問い合わせのほか、近隣とのトラブルや悩みごとの相談など、一元的な窓口対応を行っているところであります。

しかしながら近年は、心の悩みや市政全般にわたる相談の件数が増加の一途をたどっているため、新規に専門相談員を配置し、幅広い市民ニーズに対応できる体制を整えることで、安全で安心して住めるまちづくりの一端を担ってまいります。

次に、長年の懸案事項である老朽化が著しい公共施設等の維持管理についてであります。

まず、油谷支所と仙崎公民館については、改築に向けた検討委員会を開催し、整備手法を検討した上で基本計画の策定を行います。

なお、通公民館については、整備に係る検討委員会を設置し、地域の拠点としてのあり方を含め、地元と一体となって検討します。

また、宇津賀出張所を日本郵便株式会社宇津賀郵便局内に移転するとともに、その業務の一部を郵便局に委託することで、地域の利便性の維持・拡大を図ります。

さらに、生活環境の整備に向けては、ごみの減量化や分別化を促進するため、生ごみ等を再資源化する機器の購入費補助について、対象となる機器を拡充するとともに、資源ごみの拠点回収施設を年次的に整備するなど、新たな取組を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症が流行してから1年が経過しましたが、未だその勢力は衰えず、世界を揺るがしております。

そこで、国の3次補正予算で創設されたコロナワクチン接種に係る交付金を活用した令和2年度3月補正予算を一体的に編成し、本市においても、感染対策の決め手となるコロナワクチン接種に全力で取り組んでまいります。

2. 生活基盤の充実によるまちづくり

次に、重点施策の2つ目である「生活基盤の充実によるまち

づくり」について、ご説明申し上げます。

本市が「住みたいまち」「住み続けたいまち」として、多くの方々に選ばれるためには、地域の活力をさらに高めながら、まち全体に魅力を創出し、生活の安全・安心を確保することが重要であります。

まず、「『健幸』なまちづくりによる健康寿命の延伸」についてであります。

ウイズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな日常の中、本市は、県下最低位にある健康寿命を伸ばし、生涯『健幸』で元気に暮らせるまちを目指していかなければなりません。

その中心となる「ながと健幸百寿プロジェクト」につきましては、新たな日常における健康づくりとして、ラジオ体操やウォーキングの推進と併せ、運動習慣の定着を図る取組を進めるほか、地域や民間団体が行う健康寿命の延伸に向けた取組への支援の充実を図ることにより、生活習慣病予防・フレイル（虚弱）予防対策を推進してまいります。

また、高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に行うための体制を整備することにより、フレイルの疑いのある高齢者について、医療機関への受診や介護サービス利用の勧奨など、積極的なアプローチを行い、医療と介護の両面から生活習慣病の重症化やフレイル状態の予防に取り組んでまいります。

次に、がん検診の受診率向上の取組といたしまして、特に、女性のがん検診について、若年層の関心を促すため、40歳以下の子宮がん検診を無料化します。

さらに、乳がん検診についても、40歳から69歳までの検診を無料化することで、切れ目のない受診環境の構築とがんの早期発見につなげてまいります。

また、本市の強みである健康な食、温泉、海、森林を活用す

ることにより、交流人口の拡大や高齢者雇用・活躍の場の創設とともに、健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、「交通弱者対策と買い物支援」についてであります。

市民の皆様から特にご要望の多い交通弱者対策につきましては、本年度、長門市公共交通協議会を中心に検討を重ね、既存のバス路線の見直しと、区域ごとのデマンド交通の総合的な組み合わせにより、本市の実情に見合った地域公共交通体系の再構築を図ってまいりました。

その結果、いよいよ来年度には、青海島・湯本地区で新たにデマンド交通を導入するとともに、真木・渋木、津黄・後畑、伊上・久富地区におけるデマンド交通への転換、さらには俵山・向津具・日置地区におけるデマンド交通の拡充を行います。

その他の地域においても引き続き再構築を進め、令和5年度からの、新たな全市公共交通体系のスタートを目指してまいります。

これに合わせ、身体的な理由等で公共交通を利用することが困難な高齢者に対する新たな支援策として、福祉タクシー助成事業を拡充し、タクシー料金の一部助成を行うこととしています。

加えて、日常生活に必要な食料品、日用雑貨等の買い物が困難な状況に置かれている方々に対する買い物機会の確保について、移動販売を行う事業者に対する補助制度を、東部・西部地区の2箇所です試験的に導入いたします。

次に、「子育て世代に選ばれる住環境の充実」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、改めて地方への関心が高まっている機会をとらえ、移住、定住施策を強化してまいります。

移住・定住については、コロナ禍において、相談件数も増加していることから、地域社会との連携のもと、定住支援員と移住コーディネーターの増員配置により対応してまいります。

子育て支援の充実では、まず、保育における待機児童ゼロに加え、放課後児童クラブ、さらには小規模小学校 5 校で開催の放課後子ども教室について、希望するすべての子どもが利用できるよう、引き続き体制の充実に努め、児童が安全にすごせる居場所づくりを行い、女性が安心して働ける環境を創設してまいります。

次に、産前産後を通じ、いつでも自宅から医師とオンラインによる健康医療相談を受けることが可能となる「小児科・産婦人科オンライン健康医療相談」を実施することで、育児等の不安を解消してまいります。

次に、保育園における 0 歳児の事故防止対応として、午睡チェックシステムを導入することにより、睡眠中の安全面の向上を図るほか、保育の新たな取組として、医療的なケアが必要な子どもを保育園で受け入れられるよう看護師の配置や施設整備を行います。これによって、障害の有無により分け隔てることなく、地域でともに暮らしていける地域共生社会の実現を目指してまいります。

続いて、本市では児童の“う歯”罹患率が高いことから、これまで学校歯科衛生で実施してきたフッ素塗布を、より予防効果が高いとされるフッ化物洗口に、来年度から変更いたします。

教育環境の充実では、児童・生徒が一日の大半を過ごす学校施設の老朽化が進む中、施設の計画的な整備・改修によって長

寿命化を図るとともに、体育館照明の LED 化を進めます。また、昨今の生活様式の変化に対応し、学校トイレの洋式化を着実に進めます。

さらに、小学校 3 年生から 6 年生までの外国語学習が本年度から必修となる中、本市では、小学校 1・2 年生を対象として、さらに早い段階から外国語に触れる機会を設けることとし、独自のソフトウェアを活用した英語学習を開始することといたします。

加えて、デジタル化への対応を強化するため、国の「GIGA スクール構想」による児童・生徒 1 人 1 台の学習用端末導入に対応して、ICT を活用した授業を支援するための ICT 支援員を配置します。

また、全中学校への指導者用デジタル教科書の配備により、全校を挙げて国の生徒用デジタル教科書実証事業に参画し、本市ならではの ICT を活用した学習環境の提供を図ってまいります。

最後に、「災害に強い基盤構築と防災体制強化」についてであります。

近年、気候変動等の影響により豪雨や台風による甚大な被害が毎年のように全国各地で発生する中、これら自然環境の異変に対し防災力を強化することは、「市民のいのちと生活を守る」観点からも、行政の重要な使命であります。

そのため、避難等防災情報を市民の皆様に迅速かつ正確に伝えることを目的に、音声告知端末機の設置率の低い旧長門地区で未設置世帯への整備に取り組みます。

また、地震等の災害を想定し、毛布、食糧、飲料水等の備蓄品を毎年計画的に配備することにより、応急物資等が届くまでの間の避難所の即応体制を整えてまいります。

さらに、市内の 6 つの河川の洪水ハザードマップを、県の浸

水想定区域調査のデータを基に作成し、洪水被害の想定される地域の皆様に配布することで、迅速な避難につなげることであります。

加えて、洪水被害を防御するための河川浚渫工事については、本年度から事業量を増やし、5 箇年で緊急に実施することとしているところですが、来年度は大幅に拡充し、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

消防においては、体制の充実・強化のため、高機能消防通信装置並びにはしご車の更新を行います。

一方、消防団につきましては、地域に密着した防災組織としての役割は重要であり、減少傾向にある団員の確保や部隊の統廃合、消防施設等の計画的な整備・更新を行い、体制の充実を図ってまいります。

3. 地域経済の活性化によるまちづくり

最後に、重点施策の 3 つ目である「地域経済の活性化によるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

私は、本市の人口減少に歯止めがかからない現状にあっては、まちの活力を回復に導き、その活力を持続できる地域づくりに全力で取り組む必要があると考えており、そのため、本市の経済活性化の指針として「ながと 6G 構想」の策定を進めてまいりました。

本構想は、「未来を担う若者が輝くまち」の実現に向けて、地域経済の活性化に資するこれまでの施策は継続しながら、近年の経済のグローバル化や ICT 化に加え、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな日常など、今後の産業振興の方向性を

示した上で、「生産性の向上」「域内循環の促進」「外部活力の活用」という3つの視点を柱とし、10年先の将来を見据え、産業全体の成長を支える基盤づくりに関する2項目の基本方針と、同じく産業全体の成長を推進するエンジンに関する4項目の基本方針の、合わせて6項目の基本方針により構成したところがあります。

それでは、6つの基本方針に沿ってご説明申し上げます。

まず、成長を支える基盤づくりの1つ目として、「新産業・新事業の獲得」であります。

自然災害の影響を受けにくい、本市の地勢的な強みを活かしながら、光ファイバー網の整備を継続して実施し、次世代型の超高速通信にも対応できる光ブロードバンド環境を構築することで、都市部との情報格差の解消やICTの活用促進など、産業拠点機能の強化を図ります。

その上に立って、第一次産業から第三次産業まであらゆる分野を対象に企業誘致を進めてまいります。特に、サテライトオフィスやテレワークなど都市部以外でも仕事ができる企業等の誘致を積極的に進めるほか、誘致に伴う地域経済への波及効果や採算性の調査を入念に進めます。

また、現在、取り組んでおります三隅地区工場用地整備事業についても、着実な事業進捗を図ってまいります。

さらには、しごとセンターに隣接する未利用施設やセンザキッチン周辺など、優良な地域資源の発掘調査を実施しながら「新産業・新事業の獲得」を計画的に進めてまいります。

次に、成長を支える基盤づくりの2つ目として、「産業基盤の強化」であります。

まず、商工業の振興策につきましては、長門商工会議所を事業主体とする長門市駅周辺地区活性化の取組を支援するとともに

に、市内における創業支援を含めた空き店舗対策や、コロナ禍におけるにぎわい創出に向けた新たな地域振興活動を支援してまいります。

次に、農林水産業につきましては、最重要課題である「担い手の確保・育成」及び「所得の向上」に向けて、民間活力を取り込み、人づくりや経営のノウハウを活用することで既存の体系を見直し、外から若者を呼び込み、自立に向けてその発想や意欲の後押しをする環境と、若者が働きたいと思えるような新たな産業体系を構築し、製品のブランド力を向上させていく必要があると考えております。

具体的に農業分野では、農業振興公社「アグリながと」のさらなる機能拡充を図り、担い手の育成はもとより、AIやIoTなど先端技術の導入により労力とコストを軽減した新しい生産体制、いわゆるスマート農業の確立と企業化に向けた取組を推進してまいります。

畜産分野では、近年減少傾向にある「ながと和牛」の飼養規模の維持・拡大に向けて、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、技術習得の場も兼ねた地域内一貫生産体制の確立に向けた取組を支援してまいります。

林業分野では、地域林業の司令塔「リフォレながと」を核として、川上から川下までの関係団体等と連携し、持続可能な森林経営の実現に向けて、森林の集約化、間伐や主伐・再造林による森林資源の活用をはじめ、自伐林業家や育苗農家など森林の多様性に対応した担い手の確保・育成に資する取組を実施することにより、林業及び木材産業の成長産業化を推進してまいります。

また、市産木材を活用した住宅の新築及び増築に対する財政支援を行うことにより、木材の需要拡大を推進してまいります。

水産分野では、海の再生機能を取り戻すため、稚魚などの育成場である藻場の造成や、安定的な魚介類を出荷・供給する養

殖業など「育てる漁業」による生産力の回復に努めるとともに、資源を守りつつ適正な漁獲を行う「管理する漁業」と連携した取組により資源増大を図り、次代の担い手のための持続可能な漁業を推進します。

さらに、強化すべき産業基盤としては、道路の整備も欠くことができません。

山陰道につきましては、国土強靱化や新たな日常の構築のためにも必要不可欠な社会基盤であります。「俵山・豊田道路」については、昨年から本格着工しておりますが、「三隅・長門間」については、未だ計画段階評価を実施中であることから、早期事業化及び全線開通に向けた取組を強力に進めてまいります。

続いて、成長を推進するエンジンの 1 つ目として、「産業活動を支える人財の確保・育成」であります。

しごとセンターを拠点とし、学生・生徒を対象とした実践的なプログラミング教育や、市内経営者に対する業務改善サポート、市内高校生を対象とした合同企業ガイダンス、市内就業者向けの実践的なマーケティング講座や ICT スキル習得講座の開設、外部専門家による相談体制の充実などを図ることで、産業人財の創出や先端技能の習得による生産性の向上につなげてまいります。

次に、成長を推進するエンジンの 2 つ目として、「関係人口・交流人口の創出」であります。

本市基幹産業の一つである観光業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、甚大な影響を受けており、国や県の観光需要喚起策に合わせて、本市においても、失われた観光需要を取り戻すべく、観光需要喚起プロジェクトを展開してきたところであります。

こうした中、ウイズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、新たな観光振興の取組を重点的に行ってまいります。

これまでの観光振興施策に加えて、豊かな自然を満喫できるキャンプ、ダイビング、シーカヤック、サイクリングといったアウトドア体験や、体験観光プログラム「ナガトリップ」など本市独自の旅行商品を、これまで以上に簡単、便利に利用できるよう閲覧・予約・決済システムを構築するなど、観光ニーズに対応可能な環境整備に取り組みます。

次に、成長を推進するエンジンの 3 つ目として、「積極的な交流の推進」であります。

来年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、これまでの世界大会等キャンプ招致委員会を中心とした誘致実績を活かし、ブラジル女子ラグビーチームの事前合宿について安全・安心な受け入れを目指します。

また、「JAL 向津具ダブルマラソン」や「シニアソフトボール古希大会」など、本市の豊富な観光資源を活用した大規模スポーツイベントを開催し、若者からシニアまで、誘客の拡大に積極的に取り組み、さらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

さらには、地域間・国際交流の推進及び市域を超えた広域ネットワークづくりであります。

先程も申しあげましたアウトドアツーリズムに関する取組につきましては、本市と下関市、美祢市との間でアウトドアツーリズム広域協議会を立ち上げ、その取組の一つとして、県北西部の豊かな自然を満喫できる自転車、トレッキング、シーカヤックといった各種アクティビティ体験を揃えている自治体間の連携により、着地型観光メニューの充実や情報発信を積極的に進めながら、観光客の満足度向上につなげてまいります。

また、海外からの誘客の対策につきましては、ウイズコロ

ナ・ポストコロナ時代にいち早く受入体制が取れるよう、県のインバウンド誘客の方向性と足並みを揃え、東アジア諸国を対象に情報発信に努め、来る反転攻勢に備えてまいります。

最後となります、成長を推進するエンジンの 4 つ目は、「特徴的な産業の育成」であります。

新しい旅のスタイルとして、普段の職場から離れてリゾート地や温泉地などで働きながら休暇を楽しむことのできる、ワーケーションを推進してまいります。

そこで、国の 3 次補正予算で創設された「国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業」を活用した令和 2 年度 3 月補正予算を一体的に編成し、多様なワーケーションに対応するための設備・通信環境の整備を支援してまいります。

また、新たなビジネスモデルを創出するため、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用して、市内の地域資源を活用した若手事業家の起業や事業拡大に対して支援を行うことといたします。

4. その他

以上、3 つの重点施策を中心に、予算編成についてご説明を申し上げましたが、その他の施策のうち、主なものについてご説明申し上げます。

まず、海外から飛来するウンカ等の害虫により甚大な水稻被害を受けた農家の生産意欲の向上と経営安定を、12 月補正予算に引き続き図ってまいります。

そこで、県の 12 月補正予算で創設された事業を活用した令

和 2 年度 3 月補正予算を一体的に編成し、令和 3 年産の水稻作付を行う農業者を対象として、種子購入経費の一部を補助いたします。

次に、市内に点在する歴史的資料の集約・整理を行い、本市が誇る文化財の価値や魅力を市内外の皆様にわかりやすく紹介及び発信するための拠点施設として、現「ながと歴史民俗資料室」を「ながと歴史民俗資料館」（仮称）に改修いたします。

これらの結果、議案第 8 号に係る令和 3 年度一般会計予算の総額は、前年度当初予算並みの 201 億 6,700 万円となり、これに令和 2 年度一般会計補正予算として計上しています追加施策分を加えた、総額 203 億 6,500 万円の一体的予算を編成したところであります。

一方、令和 3 年度一般会計予算に係る歳入予算につきましては、まず、市税収入について、新型コロナウイルス感染症の影響による個人及び法人の市民税の減に加え、土地の評価替えによる固定資産税の減などの影響が見込まれることから、前年度当初予算に比べ 3 億 1,981 万 9 千円、8.7 パーセント減の 33 億 5,089 万 4 千円を計上しております。

また、地方財政対策に伴い、地方交付税については、前年度当初予算に比べ 2.4 パーセント増の 83 億円を見込むとともに、市債については、過疎対策事業債の増加を見込み、前年度当初予算に比べ 26.8 パーセント増の 21 億 6,510 万円を計上しております。

以上が、議案第 8 号に係る令和 3 年度一般会計予算の概要であります。

次に議案第 9 号から議案第 12 号までは、令和 3 年度特別会

計予算に関するものであり、その予算規模は、国民健康保険事業特別会計ほか 3 会計を合わせ、総額 99 億 7,957 万 9 千円となっております。

議案第 13 号及び議案第 14 号は、令和 3 年度公営企業会計予算に関するものであり、水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 6 億 7,293 万 1 千円、資本的支出で 6 億 7,520 万 6 千円となっております。

また、下水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 17 億 1,792 万 7 千円、資本的支出で 9 億 4,782 万 2 千円となっております。

次に、議案第 1 号から議案第 7 号までは、令和 2 年度の各会計に係る補正予算に関するものであります。

議案第 1 号は、令和 2 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、先ほど申し上げましたとおり、国の 3 次補正予算の成立等に伴い緊急を要する経費について所要の補正を行うほか、歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うもので、補正予算の総額は、4 億 5,362 万 2 千円の減額となり、補正後の予算規模は、240 億 3,119 万 9 千円となっております。

このほか、長門市くじら資料館、村田清風記念館、長門おもちゃ美術館の指定管理料について債務負担行為の追加を行うとともに、繰越明許費として、年度内の完成が困難な 19 事業について、翌年度に繰り越すための措置を講じております。

一方、歳入予算については、徴収猶予等に伴い市税を 1 億 9,187 万 7 千円減額するほか、臨時財政対策債の借入れ 2 億 7,000 万円を取りやめるなどの措置を行っております。

議案第 2 号から議案第 7 号までは、令和 2 年度各特別会計補正予算及び令和 2 年度公営企業会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計ほか 5 会計において、いずれも歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うものであります。

また、公営企業会計では、水道事業会計において、本年 1 月の寒波の影響による断水対応に要した費用や、大河内川ダム建設に係る負担金を増額するための予算を計上しております。

議案第 15 号は、モーターボート競走に係る「ボートレースチケットショップながと」における勝舟投票券の売上げに関し、本市に納入される環境整備協力費を積み立て、適切に管理運用するため設ける基金について、条例で必要な事項を定めるものであります。

議案第 16 号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、条例で定める職員に支給する給与から控除できる項目として、職員宿舍使用料を追加するものであります。

議案第 17 号は、証明等手数料条例の一部を改正するものであり、関係法令の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務に係る手数料を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、福祉事務所設置条例の一部を改正するものであり、福祉事務所の組織に関する規定の整理を行うものであります。

議案第 19 号は、国民健康保険条例の一部を改正するものであり、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の所得割額の算定に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号は、介護保険条例の一部を改正するものであり、第 8 次長門市高齢者健康福祉計画の策定に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの間に係る介護保険料を現行のまま据え置くことから、所要の改正を行うほか、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の算定基準について、所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号は、農業近代化資金助成条例の一部を改正するものであり、条文中の融資金融機関の名称を整理するものであります。

議案第 22 号は、市営住宅条例の一部を改正するものであり、湯町市営住宅を廃止することから、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであり、本年 4 月から農業集落排水事業として排水処理を行っております青海処理区及び開作処理区に係る農業集落排水処理施設を公共下水道東深川処理区に統合し、下水道事業経営の効率化を図ることから、関係する条例の規定を整理するものであります。

議案第 24 号は、特産品販売センター条例を廃止するものであり、条例で定める設置目的のみならず幅広い用途での施設の活用を推進していくため、当施設の財産区分を行政財産から普通財産に変更することから、条例を廃止するものであります。

議案第 25 号から議案第 27 号までは、本年 4 月から指定管理者制度の導入を予定しております公の施設 3 施設について、そ

れぞれ指定管理者の指定を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号は、長門市駅を跨ぐえきみなみほどうきょう駅南歩道橋を市道路線として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号は、宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、市町総合事務組合から当組合を脱退させることから、市町総合事務組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号から議案第 32 号までは、人事案件に関するものであります。

議案第 30 号及び議案第 31 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員でありますささはらよしまさ笹原芳正氏、くまのきょうこ熊野恭子氏の 2 名の任期が本年 6 月 30 日をもって満了することから、その後任としてしげはらとしお重原敏男氏、はらだまゆみ原田真由美氏の 2 名を委員に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第 32 号は、教育委員会委員の任命についてありますが、なかのみさこ中野美佐子教育委員会委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、その後任としてあわ阿波ひろみ氏を委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、人事案件に係る各候補者の御経歴は、議案参考資料のとおりであります。

この際、ご報告を申し上げます。

報告第 1 号は、公務中の自動車事故について、損害賠償の額

を専決したことから、報告するものであります。

以上、施政方針及び提出議案等の概要について、ご説明申し上げます。

何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。